

北九州市環境首都総合交通戦略推進連絡会 規約

(名称)

第1条 本会は、「北九州市環境首都総合交通戦略推進連絡会」(以下「連絡会」という。)と称する。

(目的)

第2条 連絡会は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(平成19年法律第59号)及び「都市・地域総合交通戦略要綱」(平成21年)に基づき、北九州市における「北九州市環境首都総合交通戦略(地域公共交通計画)」(以下「戦略」という。)及び実施計画を策定し、事業の実施に関する協議、事業の進捗管理、関係者との連絡調整等を行うことで戦略の推進を図ることを目的とする。

(連絡会)

第3条 連絡会は別表1の委員を基本とし、必要に応じて委員以外の者を参加させることができるものとする。

2 連絡会は、戦略の推進に向けた事業の実施に関する協議、事業の進捗状況、関係者との調整状況の確認等を行うため、必要に応じて開催する。

(役員等)

第3条の2 連絡会には、会長1名、副会長1名、監事2名を置く。

2 会長、副会長及び監事は、別表1の委員の中からこれを選任する。

3 会長は、連絡会を代表し、その会務を総理する。

4 監事は、この会の会計及び業務を監査する。

5 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第3条の3 連絡会の会議(以下「会議」という。)は、会長が召集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上の出席により成立する。

3 会議の議決方法は、その議決内容ごとに連絡会で決定するものとする。ただし、交通事業者の経営に直接影響を及ぼす恐れがある場合又はその可能性があるとき委員から申出があった場合は、会長は十分配慮に努めることとする。

4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

5 連絡会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか。会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第4条 連絡会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、事業実施内容等について協議を行ったうえで連絡会資料を作成する。
- 3 幹事会は、別表2の委員を基本として、必要に応じて別表2の委員以外の者を参加させることができるものとする。
- 4 幹事会は、協議の内容に関係する委員のみで開催することができる。

(事務局)

第5条 連絡会の運営に係る事務を円滑に進めるため、事務局を設置する。

- 2 事務局は、北九州市**都市戦略局**計画部都市交通政策課内に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、事務局長は**都市戦略局**計画部都市交通政策課長が、事務局員は**都市戦略局**計画部都市交通政策課の職員が務める。
- 4 連絡会及び幹事会に他の者を参加させるときは、事務局はあらかじめ別表1及び別表2の委員に確認するものとする。

(事務局長の専決事項)

第5条の2 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること
- (2) 会議（幹事会含む）の開催に関すること
- (3) 契約の締結に関すること
- (4) 関係団体との連絡調整に関すること
- (5) 前号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること

(予算)

第6条 連絡会の予算は、負担金及びその他の収入をもって歳入とする。また連絡会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

- 2 連絡会の会長は、必要に応じ、会計年度毎に予算を調製し、連絡会に諮るものとする。
- 3 連絡会の会計期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年度ごととする。

(予算の補正)

第7条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに連絡会に諮るものとする。

(出納及び現金等の保管)

第8条 連絡会の出納は、会長が行う。

- 2 連絡会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(連絡会出納員)

第8条の2 会長は、連絡会の事務局員のうちから連絡会出納員を命ずることができる。

- 2 連絡会出納員は、会長の命を受けて、連絡会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第9条 連絡会の予算に係る収入及び支出を行う際には、会長の決裁を受けなければならない。

2 第5条の2(2)の会議(幹事会含む)の開催に係る費用の支出については、事務局長の専決事項とする。

3 連絡会出納員は、現金出納簿を備え、出納の管理を行うものとする。

(委員等の報酬)

第10条 委員等(別表1の学識経験者、企業・市民に限る)の報酬については、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁済に関する条例(昭和38年北九州市条例第73号)の適用を受ける職員のうち、附属機関(私的諮問機関を含む)の委員の報酬額と同額とする。

(決算等)

第11条 会長は、会計年度終了後、連絡会の決算を調製し、連絡会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、連絡会の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

付則

この内規は、平成21年12月21日から施行する。

付則

この規約は、平成27年4月8日から施行する。

付則

この規約は、平成27年7月14日から施行する。

付則

この規約は、平成28年3月16日から施行する。

付則

この規約は、平成28年7月28日から施行する。

付則

この規約は、平成30年2月23日から施行する。

付則

この規約は、平成31年2月12日から施行する。

付則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

付則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

北九州市環境首都総合交通戦略推進連絡会委員

	所属	役職名
学識者	北九州市立大学	内田 晃
	九州工業大学	寺町 賢一
交通事業者	九州旅客鉄道株式会社	経営企画部 担当部長
		北部九州地域本社 企画部長
	西日本旅客鉄道株式会社	福岡支社 課長
	筑豊電気鉄道株式会社	取締役 事業本部長
	西日本鉄道株式会社	専務執行役員 まちづくり・交通・観光推進部担当
	西鉄バス北九州株式会社	取締役 営業本部長
	北九州高速鉄道株式会社	総務部長
	北九州タクシー協会	専務理事
	北九州市交通局	次長
企業・市民	北九州商工会議所	総務企画部長
	北九州市自治会総連合会	副会長
	北九州市障害福祉団体連絡協議会	会長
	NPO法人ケアマネット21	代表
行政	福岡県警察本部	交通部 交通規制課長
	国土交通省九州運輸局	交通政策部 交通企画課長
	国土交通省九州地方整備局 北九州国道事務所	所長
	福岡県	企画・地域振興部 交通政策課長
	北九州市	都市戦略局長

別表2（第4条関係）

北九州市環境首都総合交通戦略推進連絡会幹事会委員

	所属	役職名
交通事業者	九州旅客鉄道株式会社	経営企画部 副課長
		北部九州地域本社 企画部長
	西日本旅客鉄道株式会社	福岡支社 課長
	筑豊電気鉄道株式会社	事業本部 運輸車両課長
	西日本鉄道株式会社	まちづくり・交通・観光推進部 課長
	西鉄バス北九州株式会社	営業本部 営業部 営業担当課長
	北九州高速鉄道株式会社	総務課長
	北九州タクシー協会	専務理事
	北九州市交通局	経営改善推進担当課長
行政	福岡県警察本部	交通部 交通規制課 課長補佐
	国土交通省 九州運輸局	交通政策部 交通企画課 主査
	国土交通省 九州運輸局 福岡運輸支局	首席運輸企画専門官（企画調整担当）
		首席運輸企画専門官（輸送担当）
	国土交通省 九州地方整備局 北九州国道事務所	副所長
	福岡県	企画・地域振興部 交通政策課 課長補佐
	北九州市	保健福祉局 長寿社会対策課長
		環境局 グリーン成長推進課長
		環境局 環境学習課長
		都市ブランド創造局 誘客促進担当課長
都市整備局 道路計画課長		
都市戦略局 都市交通政策課長		